

生徒指導規程

2024年（令和6年）4月1日
福山市立松永中学校

第1章 総則

学校での集団生活において、互いに協力し合い、高め合うためには、守らなければならないことがあります。次に掲げる事項を、本校生徒として十分理解し、行動するためにこの規程を定めます。また、規程は生徒との協議で変更を行います。

（目的）

第1条 このきまりは、本校の教育目標（主体性と自己肯定感を育み、社会で通用する人間の育成）を達成するためのものである。このため、生徒が充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めます。

第2章 学校生活に関すること

すべての生徒が安全で、よりよい学校生活を送ることができるようにするため、学校の一員として自覚をもった行動をしましょう。

（制服）

第2条 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める制服を正しく着用しましょう。

（1）冬服

- ・規定の学生服（学ラン・セーラー服・ブレザー・スカート・スラックス）
- ・白色のカッターシャツ・白色のブラウスを着用しましょう。

（2）夏服

- ・半袖の白色・無地のカッターシャツ・規定の開襟シャツ・無地のブラウス
- ・規定の開襟ブラウス・スカート・スラックスを着用しましょう。

（3）その他

- ① ソックスの色は白・黒・グレー・紺（ワンポイント可）にしましょう。
- ② スカート丈は膝がでないようにしましょう。
- ③ タイツ、ストッキングは黒またはベージュにしましょう。
- ④ 通学用の靴は、運動に適した白がベースのものにしましょう。
- ⑤ 通学用のカバンは、学校指定の通学用リュック及び補助カバンを使用しましょう。

第3条 社会に出て（高校入試含む）通用する髪型にしましょう。

第4条 次のことは禁止とします。

- (1) 特異な髪型（極端に目立つもの）
- (2) 染色・脱色
- (3) 口紅（色つきリップクリームを含む），マスカラ等の化粧類
- (4) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
- (5) ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，サングラス，カラーコンタクト等の装身具

（自転車通学）

第5条 自転車通学指定区域に住んでいる者で，自転車通学を希望する者のうち許可された者は，自転車通学ができる。その際，次のことを守りましょう。

- (1) 自転車許可証（ラベル）を自転車に貼りましょう。
- (2) 決められた場所に整頓して駐輪し，必ず施錠しましょう。
- (3) 雨天のときは，カッパを着用しましょう。
- (4) 通学用ヘルメットを着用しましょう。

第6条 携帯電話の持ち込みは，次の場合を除いては，すべて禁止とします。

事前に保護者から学校長に許可申請が提出され，許可された者とします。ただし，学校内では，登校後すぐに担任等に預けます。

第3章 触法行為

第7条 法令・法規に違反する行為があった場合は，関係機関と連携し対応します。